

【例：検査の翌々日に陽性が判明した方の療養期間・就業制限期間】

(3) 途中から症状が出てきた場合の例



- 途中から症状が出た場合は、症状が出た日（発症日）を0日とし、別表「1. 有症状者の場合」と同じ考え方になります。
- 上記の場合、発症から7日経過し、かつ、症状経過から24時間経過する「10日目」までが療養期間となります。
- 就業制限期間は、陽性判明日から療養期間を満たす「10日目」までの9日間です。